

## エレベーターの制御器の構造方法を定める件（平成12年5月31日建設省告示第1429号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の八第二項の規定に基づき、エレベーターの制御器の構造方法を次のように定める。

- 第一 かごを主索で吊るエレベーター又はかごを鎖で吊るエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。
- 二 かごを主索で吊るエレベーターにあっては、かごに積載荷重の一・二五倍（平成十二年建設省告示第千四百十五号第二に規定するフォークリフト等がかごの停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、一・五倍）の荷重が加わった場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。ただし、かごの停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。）を設けた場合にあっては、この限りでない。
- 三 かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置（次号において「調節装置」という。）を設けること。
- 三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。
- イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。
- ロ 建築基準法施行令第二百二十九条の七第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。
- 四 かご内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあっては、かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする。
- イ 昇降行程が十メートル以下であるエレベーター
- ロ かごに天井がないエレベーター
- 第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。
- 一 かごの停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。
- 二 圧力配管には、有効な圧力計を設けること。
- 三 第一第二号から第四号までに定める構造とすること。
- 附 則（平成十二年五月三十一日 建設省告示第千四百二十九号）  
この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 附 則（平成二十年十二月十五日 国土交通省告示第千四百六十九号）  
この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

下線部は今回改正部分